

幕張テクノガーデン
共同防火・防災管理協議会
会 則

2023年5月19日

幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会

第1条（協議会の設置）

幕張テクノガーデンの共同防火・防災管理を行うため、幕張テクノガーデンにおいて事業を行う事業所を構成員として、幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会（以下「本会」という。）を設置する。

2. 本会の事務局は、(株)幕張テクノガーデンにおくものとする。
3. 本会には、会長1名、副会長2名の役員を置く。
4. 本会は、役員及び各事業所の管理について権限を有する者（以下「管理権原者」という。）によって構成する。

第2条（代表者等）

本会の代表者（以下「会長」という。）は、(株)幕張テクノガーデン代表取締役とする。

2. 会長は、管理権原者と相互に意思の疎通をはかるとともに、防火管理上必要な指示、命令をすることができる。
3. 本会の「管理権原者及び防火・防災管理者」名簿は、毎年5月に発行する。

第3条（本会の事業）

本会は、防火・防災管理を行うための基本的事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議および研究をするものとする。

- (1) 全体消防計画の審議承認
- (2) 消防法等防火・防災管理業務に関する法令の研究
- (3) 自衛消防組織の整備および訓練実施方法についての審議研究
- (4) 全体消防計画の効果的な実施についての審議研究
- (5) その他必要事項

第4条（本会の開催）

防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、本会は会長が招集し、開催は定例会および臨時会とする。

2. 定例会は、毎年5月および11月に開催する。
3. 臨時会は、次の場合、会長が必要と認めた場合、会長が召集する。
 - (1) 類似した防火対象物からの火災及び火災以外の社会的反響の大きい災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき
 - (2) 災害又は訓練による検証等により、計画の変更が必要な事項が判明したとき
 - (3) 国又は自治体から企業の災害対処体制の変更を必要とされる重要情報が発表されたとき

(4) 新たな災害予防対策ができたとき

(5) その他、管理権原者及び防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき

4. 本会は、会長の判断により、書面又は電磁記録により、開催することがある。

第5条（経費の分担）

本会において経費を必要とする事業を行うときは、協議し、経費の分担を定めるものとする。

第6条（会則の改定）

本会則の改定については、構成員の発議によって本会において審議し、構成員の過半数の賛成を以って改定する。

以 上

制定・改定履歴

制定 1990年 11月 28日

改定 1995年 3月 10日

改定 1995年 10月 1日

改定 2002年 5月 24日

改定 2002年 10月 1日

改定 2006年 6月 30日

改定 2009年 6月 1日

改定 2014年 7月 15日

改定 2023年 5月 19日